

養護老人ホームとは？

どんな人が利用できるの？（入所要件・対象者など）

社会福祉法人 岐阜老人ホーム
（養護老人ホーム）
主任生活相談員 高橋 智基

1

養護老人ホーム <<要綱>>

養護老人ホームは、**老人福祉法（※1）**に基づく老人福祉施設です。
生活環境や経済的な理由から、自宅での生活が難しい高齢者を受け入れ、
自立した日常生活を送るための支援や社会参加への援助を行います。

老人福祉法（※1）

老人福祉法は **昭和30年** に日本で制定 **された**
高齢者福祉の向上を目的としており、**高齢者が尊厳を持って自立した生活を送る**ことができ
るように、必要な福祉サービスの提供や施設の整備を規定しています。

2

社会福祉法人 岐阜老人ホーム <<概要>>

- ▶ 1908年（明治41年） **仏教同志会**として始まる。
岐阜市安良田町（あらたまち） お寺の敷地にあった借家
身寄りの無い貧しいお年寄りを住まわせてお世話をはじめた。 ※ 117年前
- ▶ 1917年（大正 6年） 岐阜市渋谷町に場所を移す。**仏教養老同志倶楽部** に名称変更
- ▶ 1919年（大正 8年） 財団法人となる。
- ▶ 1932年（昭和 7年） **救護法**が施行される。
- ▶ 1934年（昭和 9年） **救護施設**である **岐阜養老院**に名称変更
- ▶ 1956年（昭和31年） 北一色に引越しをする。
- ▶ 1963年（昭和38年） **老人福祉法の制定**
- ▶ 1969年（昭和44年） 岐阜養老院から「**岐阜老人ホーム**」に名称変更
- ▶ 1981年（昭和56年） 特別なお世話が必要な老人ホームを隣に建てる「第三岐阜老人ホーム」
- ▶ 2000年（平成12年） 介護保険制度の導入「**措置**」から「**契約**」へと時代が移り変わる。

3

老人福祉法と介護保険法（※2）との違い

老人福祉法と**介護保険法（※2）**は、いずれも高齢者の福祉を目的としていますが、そのアプローチには大きな違いがあります。

介護保険法

1997年に制定

介護保険制度

2000年に施行

老人福祉法



高齢者全体を対象とした
福祉サービスの提供

介護保険法



要支援・要介護状態にある高齢者に
特化したサービス提供

4

利用できる人 (入所要件・対象者)

次の**いずれにも該当**する 原則65歳以上の高齢者で
市区町村が入所を決定した人

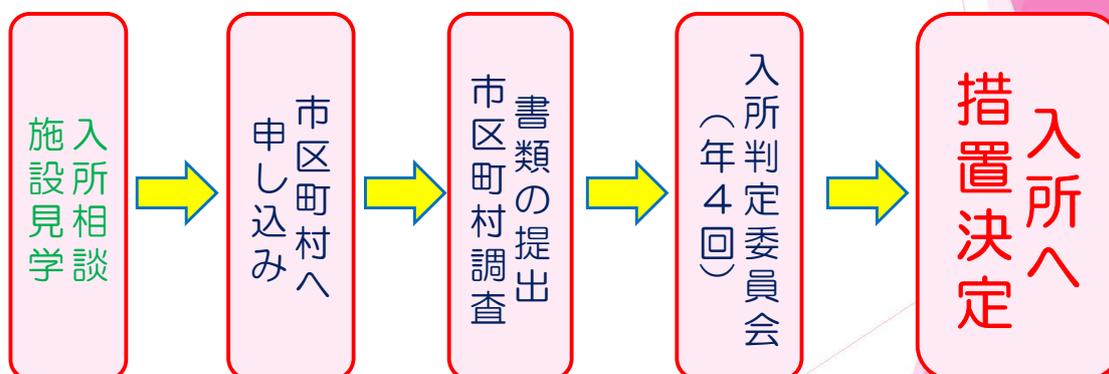
- ★ 入院加療を要する病態でないこと。
※常時医療・常時介護が必要な状態でないこと。
- ★ 家族・住居の状況など現在の環境において在宅で生活することが困難であると認められること。
- ★ 経済的事情により生活の状態が困窮していると認められること。
- ★ ※経済的な理由として「本人の属する世帯が生活保護を受けている。または非課税世帯である場合など」とされています。

入所対象者

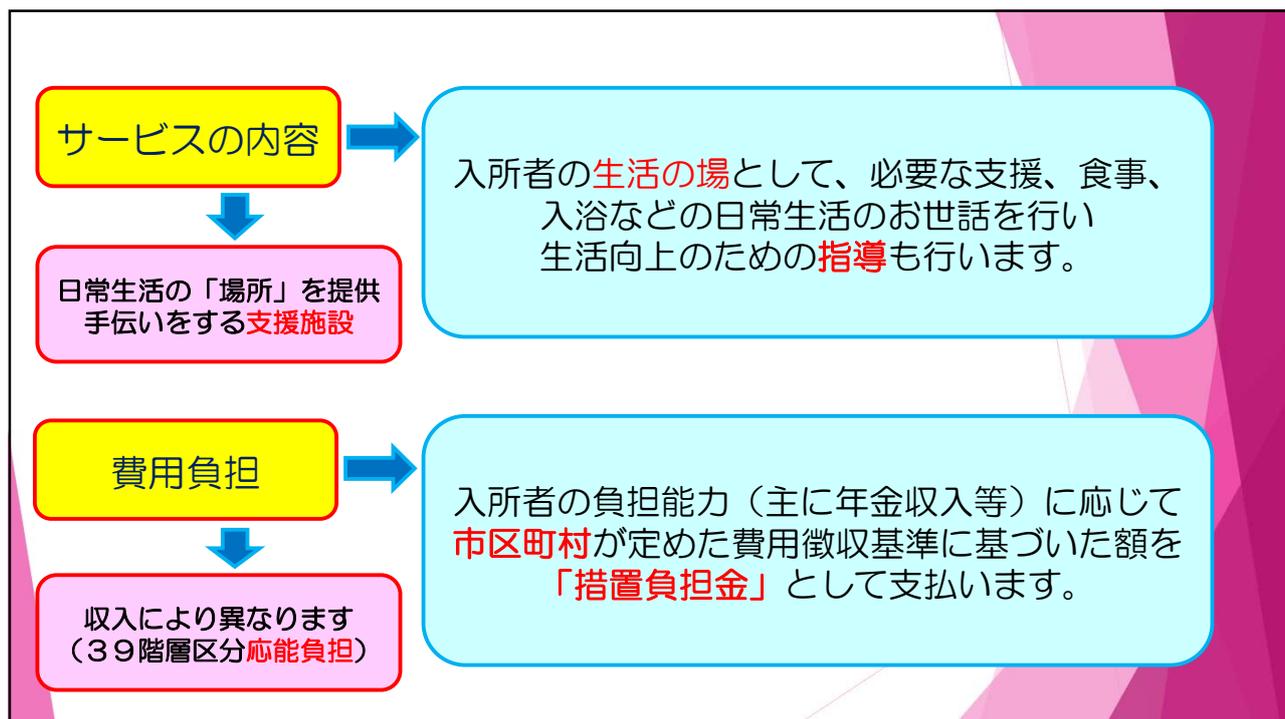
5

通常入所までの流れ

原則65歳以上の高齢の人で、**市区町村**が入所を**決定**した人



6



7

養護老人ホームがかかえる問題

- ①行政からの判断で入所に至らない（判定会が通らない）
事案に対してのフォロー
- ②養護の入所費用は行政からの社会保障費から財源を確保しているため、いわゆる行政からの「措置控え」が顕著となっている。
- ③入所者より「退所者」が多く、要支援・要介護者が増加し続けているが職員配置が少ない。

8

入所者の推移

入所理由	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度
独居生活困難	7	9	9	8
退院後行き先無し	4	0	1	0
自宅退居	1	0	1	0
他施設より転居	3	1	0	1
虐待	4	4	3	1
入所者合計	19	14	14	10

虐待など
(緊急性有)
での入所が
減少!

9

退所者の推移

退所理由	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度
死亡	2	8	8	9
長期入院	2	2	0	6
介護保険施設入所	3	0	6	3
在宅復帰(その他)	0	1	1	0
年度合計	7	11	15	18

入院や死亡者が
増加!

ADLの低下にて
介護施設入所

10

要支援・要介護者の増加

要支援・要介護	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
要支援者	7	11	10	18	21
要介護者	16	19	25	28	33
合計	23	30	35	46	54

要支援～要介護者が毎年増加している

11

養護老人ホームの人員配置

《 入所者（利用者）〇〇人に対するの職員配置基準 》

	支援員 介護職員	宿直者 夜勤者	生活相談員	看護師
養護老人ホーム	1 / 	1 / 	1 / 	1 /
一般的な特養	1 / 3人	1 / 2ユニット	1 / 100人	3 / 51人～

※1ユニット→5～9人

12

措置控えに対する取り組み

行政からの判断で**入所に至らない**（判定会が通らない）事案
 に対してのフォロー



「**一時的な保護**」 → 「**生活管理指導短期宿泊**」の相談を行う。



私的契約入所の案内を行う



13

※令和元年：厚労省より契約入所の取組みに関する指針が通達

私的契約入所 <<要綱>>

※事業所(養護老人ホーム)により要綱は異なります

養護老人ホームの**入所判定**で措置決定が出なかった方

経済的にケアハウス・有料の費用を支払えない方
 (10~12万円程であれば支払い**可能な方**)

自立~要支援2程度までの方
 (介護保険施設の入所対象でない方・**介護が必要でない方**)

14

養護老人ホーム契約入所料金（1か月単位から利用可）

社会福祉法人 岐阜老人ホーム
2024年12月現在

【居室】基本2人部屋となります。※個室はエレベーター、及び階段の昇降が出来る方

【日用品】日常生活に必要な物は持ち込みとなります。（貸出については別途料金）

【生活ルール】他入所者と同様の生活ルールとなります。（養護の遵守事項に準じます）

項目	1か月の支払い	計算方法
居室（ガス・水道・入浴・食費込み）	3,500円 × 日数	日割り計算となります
個室利用料金	1,000円/月	1か月単位となります
電気代（個室利用に限り）	1,000円/月	1か月単位となります
※テレビレンタル・布団レンタル	500円/月・100円/日	※持ち込みはご相談ください

※料金は施設により異なります。日用品・嗜好品は実費負担です

15

～ 措置入所と契約入所の違い～

措置入所（通常入所）

- ・ 入所相談後、入所申込を**市区町村**に行います。
- ・ **市区町村が判断**し、入所判定を行います。
- ・ 判定後、措置依頼⇒措置決定となります。
- ・ **応能負担**にて費用を市区町村に納めます。
- ・ 措置のため「契約」は行いません。

契約入所（私的契約入所）

- ・ 入所希望者と施設にて私的契約を行う。
- ・ **空床を利用**。サービスの相違はありません。
- ・ 私的契約のため**短期間**の利用が可能です。
- ・ 措置入所が難しい方へのご案内です。

社会福祉法人 岐阜老人ホーム

16

養護老人ホームのメリット・デメリット

メリット

- ・低額な費用で入所できる
- ・生活支援サービスが受けられる
- ・夜間も支援員が常駐するため緊急時も安心

デメリット

- ・介護度が重くなると退去を求められることがある
- ・入所する施設に個室がない場合がある

17

養護老人ホームの特徴

- ・自立度の高い方が「**支え合い**」集団生活をしている

生活の**支援**

生活の**相談**

生活の**指導**



介護施設ではない

過度な身体介護は行わない



臨機応変な支援が求められる

18

ご清聴ありがとうございました